

税務署印

※欄は使用しないでください。

事業の譲渡等に伴う結婚・子育て資金管理契約に関する事務の移管の届出書

税務署長

令和_____年_____月_____日

移管先 の営業所等	名 称	
	所 在 地	
	法 人 番 号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0
	営業所等の長	

次の受贈者の結婚・子育て資金管理契約につき、令和_____年_____月_____日付で当該契約に関する事務の全部が移管されたので、租税特別措置法施行令第40条の4の4第38項の規定に基づき届出書を提出します。

受贈者	ふりがな 氏 名		
	住所又は居所		
	生年月日	昭・平 . . .	
移管をした 取扱金融機関 の営業所等	名 称		
	所 在 地		
既に提出した 結婚・子育て 資金非課税申 告書又は追加 結婚・子育て 資金非課税申 告書	非課税拠出額	取扱金融機関の営業所等 名称	提出先の税務署 税務署
		所在地	
(摘要)			

税務署整理欄	* 非課税番号	* 入力	* 確認	* 番号確認

備考

- 1 この届出書は、事業の譲渡若しくは合併若しくは分割又は取扱金融機関の営業所等の新設若しくは廃止若しくは業務を行う区域の変更（以下「事業の譲渡等」という。）により、結婚・子育て資金非課税申告書を提出した受贈者に係る結婚・子育て資金管理契約に関する事務の全部がその事業の譲渡を受けた受託者、銀行等若しくは金融商品取引業者（以下「金融機関」という。）、その合併により設立した金融機関若しくはその合併後存続する金融機関若しくはその分割により資産及び負債の移転を受けた金融機関の営業所、事務所その他これらに準ずるもの又は同一の金融機関の他の営業所、事務所その他これらに準ずるもの（以下「移管先の営業所等」という。）に移管された場合に、租税特別措置法施行令第40条の4の4第38項の規定に基づき、当該移管先の営業所等の長が、その旨その他租税特別措置法施行規則第23条の5の4第16項に定める事項を記載した書類を当該移管先の営業所等の所在地の所轄税務署長に提出するときに使用する。
- 2 この届出書の記載要領は、次による。
 - (1) 「移管先の営業所等」の欄の「名称」の項には、事業の譲渡等により結婚・子育て資金管理契約に関する事務の全部の移管がされた移管先の営業所等の名称を「何銀行何支店」のように記載すること。

なお、「法人番号」の項には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。
 - (2) 「受贈者」の欄の「氏名」、「住所又は居所」及び「生年月日」の項は、この届出書を作成する日の現況により記載すること。

なお、相続税法の施行地に住所及び居所を有しない場合には、「受贈者」の欄の「住所又は居所」の項には、同法第62条第2項の規定により定めた納税地を記載すること。
 - (3) 「移管をした取扱金融機関の営業所等」の欄の「名称」の項には、事業の譲渡等により結婚・子育て資金管理契約に関する事務の全部の移管をした取扱金融機関の営業所等の名称を「何銀行何支店」のように記載すること。
 - (4) 「既に提出した結婚・子育て資金非課税申告書又は追加結婚・子育て資金非課税申告書」の欄の
 - (イ) 「非課税拠出額」の項には、この届出書の提出前に信託受益権、金銭又は金銭等について結婚・子育て資金非課税申告書又は追加結婚・子育て資金非課税申告書（以下「結婚・子育て資金非課税申告書等」という。）を提出して租税特別措置法第70条の2の3第1項本文の規定の適用を受けた当該信託受益権、金銭又は金銭等の価額を記載すること。この場合において、当該信託受益権、金銭又は金銭等について租税特別措置法施行令第40条の4の4第27項に規定する結婚・子育て資金非課税取消申告書が提出されているときは、当該信託受益権、金銭又は金銭等の価額のうち、同条第28項の規定により租税特別措置法第70条の2の3第1項本文の規定の適用を受けた部分の価額に含まれないものとされた価額（以下「非課税拠出額減価額」という。）があるときは、当該信託受益権、金銭又は金銭等につき結婚・子育て資金非課税申告書等の提出により同項の規定の適用を受けた部分の価額から当該非課税拠出額減価額を控除した価額を記載するとともに、当該非課税拠出額減価額を「非課税拠出額減価額」の表示をして外書すること。
 - (ロ) 「取扱金融機関の営業所等」の「名称」及び「所在地」の項には、上記(4)(イ)の結婚・子育て資金非課税申告書等に記載した取扱金融機関の営業所等の名称及び所在地を記載すること。
 - (5) 「(摘要)」の欄は、上記の記載事項のほか事業の譲渡等の内容など参考となるべき事項を記載するために使用する。